

目 次

第 1 章 総 則	1
第 1 節 目的	1
第 2 節 計画の内容	1
第 3 節 安全配慮	1
第 2 章 用語の定義	2
1 用語の定義	
第 3 章 水防の責任	5
1 京都府の責任	
2 水防管理団体の責任	
3 気象庁長官（京都地方気象台）の責任	
4 国土交通大臣（近畿地方整備局長）の責任	
5 知事の責任	
6 市町村防災会議の責任	
7 市町村の責任	
8 水防管理者又は量水標管理者の責任	
9 居住者等の義務	
10 水防協力団体の義務	
第 4 章 水防組織と機構	9
第 1 節 水防活動の組織	9
1 災害警戒本部・災害警戒支部	
2 災害対策本部・災害対策支部	
3 災害対策本部建設交通部の組織	
4 建設交通部各班の事務分掌	
5 地方災害対策支部（水防担当地方機関）の事務	
第 2 節 重要水防区域（箇所）等	15
第 3 節 指定水防管理団体	15
第 4 節 地方機関の水防担当区域	16
1 土木事務所等水防担当区域、水防担当部門（河川、砂防、海岸、港湾、道路）	
2 広域振興局等の水防担当区域、水防担当部門 （ため池、頭首工、用排水樋門排水機）	
第 5 章 予報及び警報等	17
第 1 節 大雨・洪水に関する予警報等	17
1 気象庁が行う水防活動用注意報及び警報	
2 大雨警報・洪水警報等を補足する情報	
3 気象観測所の配置	

4	国土交通省と気象庁とが共同して行う洪水予報	
5	国土交通省が行う水防警報	
6	京都府と気象庁とが共同して行う洪水予報	
7	京都府が行う水防警報及び水位情報の通知・周知等	
8	ダム管理者が行う放流連絡	
第 2 節	地震及び津波に関する予警報等	50
1	津波警報等	
2	地震情報及び津波警報等	
第 3 節	情報等の伝達	55
第 6 章	雨量・水位等の観測・予測・通報及び公表	56
第 1 節	雨量の観測及び通報	56
1	雨量の観測	
2	雨量の通報	
3	障害時の通報	
第 2 節	水位の観測及び通報	56
1	水位の観測	
2	水位の通報	
3	障害時の通報	
第 3 節	雨量・水位、ダム諸量及び河川防災カメラ画像の公表	57
第 4 節	水位の予測	58
1	水位等の予測	
2	予測情報の先行配信	
3	水位予測及び氾濫区域予測の通知	
第 5 節	連絡系統	59
第 7 章	ダム・水門等の操作	60
1	ダム・水門等	
2	操作の連絡	
3	連絡系統	
第 8 章	水防通信連絡	60
1	水防上緊急を要する通信について	
2	通信使用協定について	
第 9 章	輸 送	61
第 10 章	水防用設備資材器具	61
1	指定水防管理団体の水防倉庫及び資器材等備蓄基準	
2	水位計（量水標）	

第 1 1 章	水防活動に関する諸規定	63
第 1 節	公用負担	63
1	公用負担権限証明書	
2	公用負担命令書	
第 2 節	優先通行の標識	63
第 3 節	水防信号	64
第 1 2 章	水防活動	65
第 1 節	水防体制	65
1	本庁における水防体制	
2	土木事務所の水防体制	
3	広域振興局の水防体制	
4	大野ダム総合管理事務所の水防体制	
5	水防管理団体の水防体制	
6	ため池、用水頭首工、用水樋門、排水樋門、排水機各管理者の水防体制	
7	堰堤管理者の水防体制	
第 2 節	水防管理団体の出動	67
1	非常配置	
2	出動	
3	出動の援助協力	
第 3 節	出動・水防開始・堤防・ため池等の異常に関する報告	68
1	出動、水防開始、堤防等の異常に関する報告	
2	ため池等の異常に関する報告	
第 4 節	決壊等の通知	68
第 1 3 章	土砂災害対策	69
1	土砂災害に関連する情報、被害状況の収集伝達	
2	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	
3	京都府と京都地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報及び京都府土砂災害警戒情報システムによる監視	
第 1 4 章	道路防災対策	73
第 1 節	交通規制に関する計画	73
1	交通規制対策	
2	交通情報の収集及び提供	
第 2 節	異常気象時における道路通行規制要領	73
1	京都府管理道路における規制要領	
第 1 5 章	避難のための立ち退き	92
1	立ち退き計画の作成	
2	立ち退き指示	

3 立ち退き指示の徹底

第 16 章 応急復旧	92
1 河川における応急復旧	
2 道路・橋梁等の応急復旧	
第 17 章 水防解除	93
1 水防管理者	
2 土木事務所長	
第 18 章 水防活動報告	93
第 19 章 水防訓練	93
第 20 章 洪水浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置	94
1 洪水対応	
第 21 章 大阪府及び兵庫県との協定事項	106
1 大阪府との協定事項	
2 兵庫県との協定事項	
第 22 章 土地の立入の身分証明書	109